

身体拘束廃止に関する指針

一般財団法人三友堂病院

三友堂介護医療院

目次

1.身体拘束廃止に関する基本的考え方	3
(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定	
(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則	
〈介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為〉	
2.身体拘束廃止に向けての基本方針	3
(1) 身体拘束の原則禁止	
(2) やむを得ず身体拘束を行う場合	
(3) 日常ケアにおける留意事項	
3.身体拘束廃止に向けた体制	4
(1) 身体拘束廃止委員会の設置	
(2) 身体拘束廃止に向けた各職種の役割	
(3) 委員会での検討事項	
4.やむを得ず身体拘束を行う場合の対応	6
(1) カンファレンスの実施	
(2) 入所者本人や家族に対しての説明	
(3) 記録と再検討	
(4) 拘束の解除	
5.身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修	7
6.入所者等に対する指針の閲覧	7

1.身体拘束廃止に関する基本的考え方

身体拘束は、入所者の生活の自由を制限するものであり、入所者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、入所者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービスの提供にあたっては、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入所者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

入所者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。しかしながら、以下の 3 つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

切迫性 入所者本人または他の入所者等の生命、または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がないこと。

一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

〈介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為〉

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子、テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他者への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する。（鍵の掛かる部屋に閉じ込める。）

2.身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として入所者等に対する身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の入所者等の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の弊害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の 3 要件のすべてを満たした場合のみ、本人または家族へ説明と同意を得て行う。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力をする。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 入所者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で入所者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 入所者の思いをくみ取り、入所者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 入所者の安全を確保する観点から、入所者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら入所者に主体的な生活をしていただけるように努める。

3.身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

当施設では、身体拘束廃止に向けて「身体拘束廃止委員会」を設置する。

①設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

②委員会の構成メンバー

委員長：施設長

委員：看護職員

委員：介護職員

委員：リハビリ職員

委員：介護支援専門員

委員：管理栄養士

※この委員会の責任者は施設長とし、必要時他職員も参加できるものとする。

③委員会の開催

- ・3ヶ月に1回以上開催する。
- ・必要時は随時開催する。
- ・急な事態（数時間以内に身体拘束を要する場合）は生命保持の観点から他職種協働での委員会を開催できないことが想定される。そのため、意見を聞くなどの対応により各スタッフの意見を盛り込み検討する。

(2) 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止のために各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とした、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

①施設長

- ・身体拘束廃止委員会の総括責任
- ・ケア現場における諸課題の総括責任

②看護職員

- ・医師との連携
- ・施設における医療行為範囲の整備
- ・重度化する入所者の状態観察
- ・記録の整備
- ・身体拘束廃止に向けた職員教育

③介護職員

- ・拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ・入所者の尊厳を理解する
- ・入所者の疾病、傷害等による行動特性の理解
- ・入所者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- ・入所者とのコミュニケーションを十分にとる
- ・記録は正確かつ丁寧にする

④リハビリ職員

- ・身体機能改善に向けた訓練
- ・入所者の状態に応じたポジショニングの工夫

⑤介護支援専門員

- ・医療機関、家族との連携調整
- ・家族の意向に沿ったケアの確立
- ・チームケアの確立
- ・記録の整備

⑥管理栄養士

- ・利用者の状態に応じた食事の工夫

(3) 委員会での検討項目

- ①身体拘束に関する規程及びマニュアル等の検討・見直し。
- ②身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- ③発生した身体拘束の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているかを
確認。
- ④身体拘束を実施した場合の解除の検討。
- ⑤教育研修の企画・実施。
- ⑥日常的ケアを見直し、入所者様に対して人として尊厳あるケアが行われているかを
検討。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

基本的安全対策および環境整備を実施した上で、さらに、本人または他の入所者等の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

以下(1)～(5)に関してはフローチャートを提示する

(1) アセスメントの実施

身体拘束を検討する事案が発生した場合、必要なアセスメントを実施する。

- ① 転倒・転落
- ② 各種ルートの抜去
- ③ せん妄や身体拘束が必要と考えられる事に関連する病態

記録は(様式1)『身体拘束に関する経過観察・再検討カンファレンスシート』作成し
記載する。

(2) 身体拘束実施時の流れおよびカンファレンスの実施

- ①・**日中**緊急に身体拘束が必要と判断される事由が発生した場合、師長・リーダーに報告し、勤務者でカンファレンスを開催する。記録は(様式1)『身体拘束に関する経過観察・再検討カンファレンスシート』を作成し記載する。

・**休日および夜間**、突発的に身体拘束が必要な事由が発生した場合、電子カルテ内身体拘束記録システムを立ち上げ、項目に添って記録をする。

翌朝(または休日明け)、師長・リーダーの報告し、勤務者でカンファレンスを開催する。記録は(様式1)『身体拘束に関する経過観察・再検討カンファレンスシート』を作成し記載する。

いずれも、“身体拘束を行わない方法はないか”を念頭に置き検討する。

- ②カンファレンスでは、拘束による入所者の心情の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認する。

- ③その上で、緊急やむを得ない状況で身体拘束が必要と判断された場合、臨時身体拘束廃止委員会を招集、再度『切迫性』『非代替性』『一時性』について協議、身体拘束実施の是非を検討する。

④要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成する。

『やむを得ない身体拘束（抑制）に関する説明書および同意書』を作成。

⑤また、廃止に向けた取り組みや改善・解除を視野に入れながらカンファレンスを継続的・計画的に行い実施に努める。

(3) 入所者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、入所者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。

説明と同意にあたり、以下の書類を使用し説明後、記名・捺印、公布する。

① 『やむを得ない身体拘束（抑制）に関する説明書および同意書』

(4) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

①日々の実施（または非実施）の様子は、電子カルテ内記録システムを活用し、項目に添って都度各勤務帯で記録する。日に複数回、身体拘束の実施がある場合は、その都度の記録を行う。

②身体拘束等を継続の是非を検討する場合、毎月カンファレンスを開催する。その記録は電子カルテ文書、様式1「身体拘束に関する経過観察・再検討記録カンファレンスシート」を用いてその様子・心身の状況・やむを得ない理由など記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録の保存期間は5年間とする。

カンファレンスは、開始時、実施1週間後、3週間後（実施から1か月）、継続する場合は1か月ごとに、その他必要時に行う。

③3か月に1回以上身体拘束廃止委員会を開催し、実施状況・経過を報告する。

その際は、3か月分の「身体拘束に関する経過観察・再検討記録カンファレンスシート」を用いて状況の共有をし、継続の是非および解除への協議を行う。

(5) 拘束の解除

(4) ①の記録と(4) ②の再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、契約者、家族に報告する。

尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合があるが、再度数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続きなく生命保持の観点から同様の対応を実施する。

5.身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行う。

- ①定期的な教育・研修（年２回以上）の実施
- ②新規採用職員に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

6.入所者等に対する指針の閲覧

この指針は、入所者等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、施設内掲示板等に掲示する他、ホームページ（作成中 令和６年２月現在）にも掲載する。

附則

この指針は、2024 年（令和 6 年）2 月 1 日より施行する。

初版 2024 年（令和 6 年）2 月

改訂 2025 年（令和 7 年）2 月 1 日